平成２８年（フ）第４９号
東京都豊島区西池袋４丁目23―５―506
債務者　澤田　宗大
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５０号
東京都板橋区熊野町22―９
債務者　金田真里奈
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５２号
東京都練馬区北町８丁目15―38　第３相原ビル103
債務者　江原　一夫
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５３号
東京都練馬区北町８丁目15―38　第３相原ビル103
債務者　江原　利子
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５５号
東京都新宿区上落合２丁目21―25　竹山園１―Ａ
債務者　玉野　智史
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第３３０号
兵庫県尼崎市七松町２―４―３、住民票上の住所大阪府寝屋川市池田本町４番44号
破産者　竹岡　　章
1　決定年月日　平成28年１月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２６号
熊本県人吉市大野町4571番地471
破産者　田坂　顕彦
1　決定年月日　平成28年１月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２７年（フ）第２４７号
群馬県前橋市問屋町２丁目10番地７
破産者　村山　知右
1　破産債権の届出期間　平成28年２月５日まで
2　一般調査期日　平成28年２月22日午後２時
平成28年１月８日
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２４号
京都府京丹後市大宮町口大野117番地
破産者　明和金属興業有限会社
1　破産債権の届出期間　平成28年２月８日まで
2　一般調査期日　平成28年３月15日午後３時
平成28年１月８日　京都地方裁判所宮津支部

平成２６年（フ）第５０２１号
大阪市住之江区南港中２丁目２番44―218号、事業所所在地大阪市西区京町堀１丁目17―８京ビル403
破産者　デザインオフィス・ポルタスこと　和田　哲也
1　破産債権の届出期間　平成28年２月８日まで
2　一般調査期日　平成28年３月10日午後２時30分
平成28年１月７日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３６１５号
大阪市平野区喜連１丁目７番38号
破産者　石田　理智
1　破産債権の届出期間　平成28年２月８日まで
2　一般調査期日　平成28年３月14日午後２時30分
平成28年１月７日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６３５号
大阪市西区南堀江１丁目２番６号サムティ南堀江４Ｆ
破産者　株式会社ＯＲＴ
1　破産債権の届出期間　平成28年２月９日まで
2　一般調査期日　平成28年３月18日午後２時30分
平成28年１月７日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３９８１号
大阪府東大阪市近江堂２丁目10番10号、前住所大阪府藤井寺市野中１丁目50番地
破産者　三宅　成和
1　破産債権の届出期間　平成28年２月12日まで
2　一般調査期日　平成28年３月17日午後２時
平成28年１月７日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８０５号
埼玉県蕨市塚越１丁目17番９号
破産者　小島　良夫
1　破産債権の届出期間　平成28年２月19日まで
2　一般調査期日　平成28年３月７日午前11時15分
平成28年１月７日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期間

平成２７年（フ）第５６号
山口県周南市政所２丁目５番12号、前住所山口県周南市大字米光379番地の17
破産者　佐田國義一
1　破産債権の届出期間　平成28年２月12日まで
2　一般調査期間　平成28年３月７日から平成28年３月14日まで
平成28年１月８日　山口地方裁判所周南支部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第４５２１号
大阪市中央区南船場２丁目７番24―704号
破産者　清水　嘉朗
免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
平成28年１月７日
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続終結

平成２４年（再）第７３号
千葉県成田市三里塚188番地
再生債務者　共立工業株式会社
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成28年１月６日
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２７年（再イ）第１４４号
千葉県船橋市八木が谷１丁目41番５号
再生債務者　久世　清仁
1　決定年月日時　平成28年１月５日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年１月26日まで
4　一般異議申述期間　平成28年２月９日から平成28年２月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係